

知名町来庁者案内バリアフリー化推進事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

知名町では、住民の生活背景の多様化に伴い、行政情報や窓口案内、利用可能な制度の周知不足が課題となっている。特に高齢者やデジタルデバイス未所有者、障がい者、外国人等に対し、場所に応じたりリアルタイムな個別案内を提供することで、誰もが直感的に必要な情報に辿り着けるユニバーサルな環境の整備を目指している。

本業務の実施にあたり、民間事業者が有する高度な専門知識、技術力、及び豊かな発想・企画力を広く求め、本町の目的に最も合致したシステム構築及びコンテンツ作成が可能な事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務概要

- (1) **業務名**：知名町来庁者案内バリアフリー化推進事業
- (2) **業務内容**：別紙「知名町来庁者案内バリアフリー化推進事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) **履行期間**：契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) **運用開始日**：令和9年1月18日（予定）

3 提案上限額（見積限度額）

金 12,472,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※本金額は、本プロポーザルにおける提案額の上限を示すものであり、契約額としての予定価格を示すものではない。提案額が上限額を超過した場合は、失格とする。

※上記上限額は、本業務に係るすべての費用（システム構築費、機器代、コンテンツ制作費、導入初年度の運用保守費等）を含むものとする。次年度（令和9年度）のランニングコストについては、別途参考見積書を提出すること。

4 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加する提案者は、本業務を遂行するに十分な能力を有する者とし、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- (1) 知名町の入札参加資格者名簿に登録されていること。（または、契約締結時までに登録が可能であること。）
- (2) 過去5年間に於いて、国、地方公共団体、または公共的施設におけるデジタルサイネージシステムの導入及びコンテンツ制作に関する同種・類似業務の受託実績を有すること。

- (3) 業務期間中の開発・保守・問合せ等に迅速な対応が可能であること。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の ISMS 適合性評価制度の認定またはプライバシーマークの認定を受けていること。
- (5) 参加表明書の提出締切日において、国税及び地方税の滞納の無い者であること。
- (6) 破産法の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (9) 提案者は、事業化に向け必要となる町その他の関係機関等との協議、調整などを適切に実施する能力を有し、諸条件に変更が生じた場合などにおいて柔軟な対応ができる者とする。

5 スケジュール (予定)

事項	日程
プロポーザル実施要領の公告	令和 8 年 5 月 11 日 (月)
質問受付締切	令和 8 年 5 月 18 日 (月) 17 時
質問に対する回答	令和 8 年 5 月 20 日 (水) までに回答
参加表明書等提出締切	令和 8 年 5 月 25 日 (月) 17 時まで必着
提案書等提出締切	令和 8 年 6 月 12 日 (金) 17 時まで必着
プレゼンテーション審査の実施	令和 8 年 6 月 19 日 (金) 予定
選定結果通知	令和 8 年 6 月 22 日 (月) 予定
委託契約締結	令和 8 年 6 月 29 日 (月) 予定

※実施方法はオンラインの方法によるプレゼンテーション審査とする。また、事情により日程が変更となる場合がある。その場合は別途参加者に通知する。

6 質疑・回答について

質疑がある場合は、次により行うものとする。

- (1) 「質問書 (第 2 号様式)」の提出

① 受付期限：令和8年5月18日（月）17時

② 受付場所：知名町役場総務課

③ 受付方法：電子メール（PDF形式ファイル）

④ メール：digital@town.china.lg.jp

※（件名を「【質問】知名町来庁者案内バリアフリー化推進事業」とすること）

※本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

（2）回答方法

令和8年5月20日（水）までに町ホームページにて回答を公表する。

7 参加申込手続きについて

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（第1号様式）とともに次に掲げる書類を提出すること。

（1）参加表明書の提出方法

① 提出期限：令和8年5月25日（月）17時

② 提出場所：知名町役場総務課

③ 提出方法：紙媒体の郵送及び電子メール（PDF形式ファイル）

④ 提出書類

（ア）参加表明書（第1号様式）

（イ）参加資格確認資料（第4号様式）

（ウ）決算報告書（申請日直前の決算時における1年度決算を提出）

（エ）商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書 ※写し可

（オ）滞納のない証明書（国税（その3の3又はその3の2）・都道府県民税・区市町村民税とも必要）

⑤ 提出書類：各書類1部を提出すること

8 プロポーザル審査書類提出に関すること

提案者は、次に掲げる書類を提出すること。なお提案資料の様式はA4判の任意様式とし、必要な紙媒体の通数は正本1部、副本（複写可）6部とする。

（1）提出期限：令和8年6月12日（金）17時

（2）提出場所：知名町役場総務課

（3）提出方法：紙媒体の郵送及び電子メール（PDF形式ファイル）

（4）提出書類

① 企画提案書

② 実績書（第3号様式）

- ③ 実施体制表
- ④ 見積書

9 提案書等の作成

提案書の作成方法及び内容は次のとおりとする。なお、提案は1者につき1提案とし、提出後の変更・加筆は一切認めない。

(1) 作成方法

- ① 提出書類に使用するフォントは分かりやすく見えやすいフォントを使用すること。
- ② 文字色等の指定はないが、分かりやすく見えやすい提案書を作成すること。
- ③ 提案書については、各ページの下段中央部にページ番号を記載すること。
- ④ A4判、両面印刷、長辺綴じ（ホチキス2か所）とする。

(2) 提案書等の内容

① 提案書

(ア) 実施方針

本業務全体に対する取組方針や考え方を記載すること。

(イ) 提案内容

仕様書に記載する業務内容及び独自に提案する内容について、具体的に記載すること。特に独自に提案する内容については、効果等について詳細に記載すること。また、提案理由、特長、技術等の具体的な説明を必要とする場合は、別紙として書類を添付すること。ただし、「別紙」には番号等を付することにより、企画提案書本体との紐付けを行うこと。

② 実績書

過去2年間におけるデジタルサイネージ設置及びコンテンツ作成委託業務・稼働実績について記載すること。

③ 実施体制表

予定する体制、人員、役割分担及び各分担間の連携について具体的に記載すること。また、予定する責任者（総括責任者を含む。）及び担当者を明確に記載することとし、それぞれの者の実施業務について記載すること。

④ 見積書

(ア) 見積書は必要事項を記載し、契約権限のある者が記名・押印の上、提出すること。

(イ) 見積書は内訳が分かるよう記載すること。内訳については、仕様書に記載する業務内容の経費について、総事業費の積算内訳を可能な限り詳細に記載すること。

(ウ) 見積書の総事業費は、消費税及び地方消費税を含む額で記載すること。

10 審査及び受託候補者の選定

本業務に係る提案書等の審査、評価及び候補者選定は、知名町が設置する「知名町来庁者案内バリアフリー化推進事業プロポーザル審査委員会」において、下記の要領で行う。なお、選考において、審査委員会各委員の評価点合計が100分の60に満たない場合は、候補者として選考しない。また、審査委員会は非公開とする。

(1) 一次審査（書類審査）

プロポーザル参加者が3者を超える場合は、提出された提案書等について事務局において書類審査を実施し、評価点の高い事業者を3者選考する。プロポーザル参加事業者が3者以内である場合は、一次審査を省略し、二次審査において書類審査を行う。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

- ① 二次審査の日時等については、該当者に別途通知する。
- ② 実施方法は、オンラインの方法によるプレゼンテーション審査とする。
- ③ 審査会はGoogle Meetを使用して実施するものとし、ミーティングのURL、ID、パスワードは、事務局が参加者に事前に通知するものとする。
- ④ プレゼンテーションは、参加表明書の受付順で実施する。
- ⑤ プレゼンテーションでは、業者名、出席者名を最初に述べ、提出された提案者の内容説明、事業計画を明確にするとともに、調査方法などについて50分以内でプレゼンテーションすること。続いて、審査員から質問を行うので、明確に回答すること。質疑応答の時間は10分以内とする。
- ⑥ 通信環境や端末機器は提案者側で準備し、審査会への接続や参加に要する一切の費用は提案者の負担とする。また、通信不良等による中断があっても、再審査や時間延長等の措置は行わない。
- ⑦ プレゼンテーション時の資料の追加配布は認めない。提出のあった提案内容に基づき、提案書でイメージをつかみにくい点やアピールしたい点について説明を行うこと。
- ⑧ 1業者あたりのプレゼンテーション参加者は3名までとする。

11 審査基準：（合計100点満点）

評価項目	評価の視点	配点
①事業者の信頼性・実績	同種業務の実績、実施体制の妥当性	10点
②システム・機器の要件	機器の視認性・安全性、CMSの直感的な操作性、将来の拡張性、防災連携機能の実効	20点

	性	
③コンテンツ企画力	「用件からの窓口ナビ」「逆引き検索」のUI/UXの分かりやすさ、LINE連携や多言語対応の工夫、町民の利便性向上への寄与度	30点
④データ活用・波及効果	KPI（利用データ、LINE登録者等）の取得方法と分析への活用可能性	10点
⑤保守・サポート体制	離島環境を考慮した迅速な障害対応（代替機発送等）、マニュアルや研修の充実度	20点
⑥価格の妥当性	見積額の妥当性、初期費用と運用費用のバランス、次年度以降の費用負担軽減策	10点

12 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提案上限額を超過する見積額を提示した場合
- (4) 審査委員等への不当な接触など、公正な審査を妨げる行為があった場合
- (5) 参加表明書提出後、契約締結時まで、市から入札参加資格停止措置を受けた場合

13 委託契約及びその他留意事項

- (1) 本業務実施の際は、提案時に選任した業務責任者が配置されることを原則とし、特別な事情がない限り変更することはできない。
- (2) 選定された最適候補者と協議を行い、仕様書及び提案内容に基づき契約を締結する。ただし、協議が不調となった場合は、次点の事業者と協議を行うことがある。
- (3) 本プロポーザルに関する事前の説明会等は開催しないものとする。
- (4) 提案に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、原則として返却しない。また、本プロポーザルの審査以外の目的には使用しないが、受託候補者として選定された事業者の提案内容については、情報公開の対象となる場合がある。

(6) 参加表明書の提出期限までに提出者が無かった場合は、再度公募を実施する。